

産業廃棄物処分業許可証

住所 奈良県橿原市西新堂町20番1

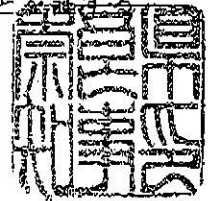
氏名 株式会社鶴田商店
代表取締役 鶴田 隆昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

奈良県知事 荒井 正 吾

許可の年月日 令和 4年 5月11日

許可の有効年月日 令和 9年 5月10日



1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎、圧縮・切断）

取り扱う産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）、⑧工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を除く）

※水銀使用製品産業廃棄物を除く 以上8種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類の種類 : 圧縮・切断機（処理する廃棄物の種類：①②③⑥⑦）

施設の設置場所 : 奈良県磯城郡田原本町味間317-1

設置年月日 : 平成18年 7月31日

処理能力 : ①123.4ト/日、②59.9ト/日、③194ト/日

⑥398.6ト/日、⑦246.9ト/日

(2) 施設の種類の種類 : 破碎機（処理する廃棄物の種類：①②③④⑤⑥⑦⑧）

施設の設置場所 : 奈良県磯城郡田原本町味間317-7、317-8

設置年月日 : 平成28年 8月16日

処理能力 : ①4.79ト/日、②4.86ト/日、③4.46ト/日、

④3.28ト/日、⑤4.61ト/日、⑥4.29ト/日、

⑦4.05ト/日、⑧4.05ト/日

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 5月11日 新規許可

平成24年 5月11日 更新許可

平成24年11月20日 変更届（住所、組織）

平成28年 9月 2日 変更許可（破碎、品目の追加）

平成28年 9月 2日 変更届（事業の用に供する施設（2）の追加）

平成29年 5月11日 更新許可

平成30年 6月14日 変更届（代表者）

令和 4年 5月11日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無